

浜松市農業委員会耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当する
か否かの判断に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局連盟通知 最終改定平成30年3月12日付け経営第3241号 以下「運用通知」という。)第3の1の(3)のウ及び第4の規定に基づき、浜松市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断を行なう場合の事務処理について、必要な事項を定める。

(農地・非農地の審査)

第2条 農業委員会は、市長から「判断基準等の通知」に基づく、耕作放棄地について、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断を求められたときは、浜松市農業委員会の委員、浜松市農地利用最適化推進委員、農業調査員及び農業委員会事務局職員で分担し、現地調査及び非農地化に伴う影響確認を行う。

2 土地所有者から、耕作放棄地について、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断を求められたときは、「非農地証明の交付について」(昭和58年4月1日総第46号 最終改正 平成20年7月17日付け農利第69号 静岡県知事通達)により処理する

(農業調査会)

第3条 農業調査会は、第2条第1項の規定の「農地」に該当するか否かの判断に関する意見を求められた場合は、前条第1項の調査を行なった者の報告に基づいて審議し意見を決定するものとする。

(総会での報告)

第4条 総会において、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について報告するものとする。

附 則

この要領は、平成20年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。